

京都市告示第 374 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年11月1日から平成17年11月30日まで、高雄保勝会を京都市公金収納受託者とし、京都市高雄観光駐車場の使用料の徴収事務を委託します。

平成17年10月31日

京都市長 梶本 頼兼

(建設局管理部建設総務課)